

平成 30 年度（2018 年度） 第 1 回人権施策推進審議会議事録

- ・ 開催日時 平成 31 年（2019 年）2 月 20 日 15 時 00 分～17 時 00 分
- ・ 開催場所 防府市身体障害者センター 会議室
- ・ 出席者 委員 19 名 （欠席者なし）
防府市長
幹事 5 名
事務局（6 名）

1 開会

事務局：①「防府市自治基本条例第 28 条第 2 項に基づき、会議を公開としたい。」

②「会議要旨を市ホームページで公表するため、正確を期するため審議内容を録音したい。」

委員：「了解。」

2 委嘱辞令交付

- ・ 防府市長から委員各位に委嘱辞令を交付。

3 市長挨拶

- ・（防府市長 池田 豊）

「委員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、本日の会議に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

平素から、皆様方には、本市の人権施策につきまして、格別の御指導・御協力をいただき、この場を借り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、国におかれましては、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」など人権に関する法律が施行されており、国民の人権に関する関心も高まっております。

本市におきましては、これまで山口県人権推進指針に沿って、種々の人権施策に取り組んで参りましたが、社会変化に伴い、人権に関する法律以外にも、インターネット上での人権侵害や LGBT、犯罪被害者支援等の新たな人権課題も生じており、このような、様々な人権課題に対応するため、今回、防府市人権施策審議会を設置いたしましたところでございます。

この審議会では、防府市としての人権に関する施策の基本方針や施策の推進について、皆様方のそれぞれのお立場で、忌憚ないご意見をいただき、市政に反映させてまいりたいと考えております。

今後も、「市民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現を目指して取り組んで参りたいと考えておりますので、是非、御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本日御出席の皆様のみすますの御健勝を祈念いたしまして、甚だ簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。」

4 委員・幹事および事務局の紹介

- ・委員、幹事、事務局の順で自己紹介。

事務局：「委員 19 名全員出席。防府市人権施策推進審議会条例第 6 条第 3 項の規定に基づき、本会議は成立している。」

5 会長・副会長選出

- ・会長については、委員の中から A 委員推薦の声が上がり、全会の了承を得て A 委員を会長に選任した。
- ・同様に副会長は、委員から J 委員推薦の声が上がり、全会の了承を得て J 委員を副会長に選任した。

6 会長・副会長挨拶

会長（A 委員）：「当審議会の会長を仰せつかった。微力ではあるが、この審議会、防府のために一生懸命取り組みたいと思う。」

副会長（J 委員）：「このたび、副会長に選任された。今回山口県人権推進指針にあるように、人権の世紀と言われている 21 世紀、すでに 10 年以上経過したが、今日においても基本的人権の尊重を基本原点の一つとする日本国憲法の下で幅広い人権問題の対応や、より一層の人権を尊重した行政の推進などに取り組んでいくことが求められている。」

当時の県知事の名前で 2012 年、平成 24 年 3 月、冒頭挨拶が指針にある。私は、人権はイコール差別問題ではないと考えている。人権というのは幅広く、世界的に見ても国内的に見てもさまざまな問題がある。

防府市の人権施策推進審議会における目的というのは、山口県の指針なり、他市の指針なりを参考にしながら防府市ならではの基本方針、もしくは指針の策定を進めていくことが求められる。会長とともに私も微力を尽くしていきたい、皆さん方と一緒に力を合わせて頑張っていきたいと思う。」

7 市長諮問

- ・防府市長が諮問書を読み上げ、会長に手交。
- ・諮問書の写しを各委員に配布。
- ・（その後、市長退席。）
- ・諮問内容は以下のとおり。

「人権施策を総合的に推進するための基本方針及び施策の推進について（諮問）」

本市における人権施策を総合的に推進するための基本方針及び施策の推進について、貴審議会の意見を求めます。

諮問理由

本市では、第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン 2020」の中で、市の将来像を「人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府」と定め、市民一人ひとりの人権が尊重された「人権尊重社会の実現」を目指して、人権課題の解決に向けた取り組みを進めてきました。

しかしながら、私たちの身の回りには、児童虐待やいじめなど子どもの人権課題、女性や高齢者、障害者などに関わる、さまざまな人権課題が存在し、また、社会の変化等に伴い、新たな課題も発生しています。

つきましては、本市における人権施策を総合的に推進するため、基本方針および施策の推進について、ご意見を賜りたく貴審議会に諮問します。」

8 議事（8につき、議事進行者は会長。）

（1） 審議会の趣旨、および開催にいたる経緯

- ・事務局から審議会趣旨及び経緯を説明。

「先ほど市長挨拶において、当審議会の開催経緯について説明いたしました。今一度詳しく説明させていただきます。

1948年（昭和23年）第3回国連総会で世界人権宣言が採択されました。第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」と記されています。昨年で70年を迎えました。

国においては日本国憲法施行後、種々の人権に関する法律が施行されていますが、平成12年には、社会的身分・門地・人種・信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害等に関して、「人権の尊重の緊急性に関する認識の高まり」より「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されています。

防府市においても、昭和39年に設置し、平成13年度末に解散した「防府市同和問題対策審議会」や、昭和49年には市内各団体、自治会連合会、事業所等を主軸とした、現在の「防府市人権推進市民会議」を設置し、また、山口県人権推進指針等に基づき種々の人権施策に取り組んできたところでございます。

しかしながら、全国的な問題にもなっている子どもの人権問題や障害者や高齢者等の様々な人権課題が幅広く存在しており、また、インターネットでの人権侵害、LGBTや「罪や非行を犯した人の社会復帰の問題」等、新たな人権課題も生じているところです。

山口県下におきましても、近年、人権に関する審議会を設置する市もあり、今後、更なる人権施策を推進するうえで、幅広い意見を反映する必要があることから、当審議会を設置いたしました。

皆様方におかれましては、御忌憚のない意見をどうぞよろしくお願い申し上げます。」

- ・委員からの意見・質問はなし。

（2） 今後の審議について

- ・事務局から、委員各位に配布済みの「山口県人権推進指針」の内容の概略を説明。
- ・事務局から、委員各位に配布済みの「県指針および県内他市人権推進指針・人権行政方針の構成比較表」について説明。県内他市の指針は「分野別施策の推進」について詳述しているか否かでタイプ分けされることを説明し、前者の例として「光市人権推進指針」を、後者の例として「周南市人権行政基本方針」を、委員各位に配布していることを説明。
- ・その上で事務局から、防府市版の指針を作るべきか否かについて審査会の決定を仰ぎたい旨を説明。
- ・各委員の意見は、「防府市版の指針を作るべき」で一致し、防府市独自の指針を策定することで決定。
- ・防府市版指針が光市型を目指すのか、周南市型を目指すのかについては、各委員が資料を持ち帰り検討し、さらに別に方向性を目指すかも含めて、次回に審議することとなった。
- ・審議においては、会長から委員に対し「防府市で独自の指針・方針を作ることにについて」の意見発言が促され、3人（C～E委員）が発言。会長はさらに残る全員（F委員以降）からも意見を求めた。
各委員の意見およびやり取りは、以下のとおり。

C委員：「県の指針の改定の予定はないのか？」

事務局：「近々では予定されていないと聞いている。」

C委員：「県と同じことをやっても意味がない。障害者総合支援法について、県指針には全く記載が無い。県が近々の改定をしないなら、防府で実情に即したのものを作るのが良いのではないか。」

D委員：「平成26年度以降のDV法なども、盛り込むべきと思う。」

E委員：「県の指針に次々と出てくる新しい課題が入っていないのなら、現時点で必要な物を防府で入れて作っていく。一度作ったから、もういい、ではなく、時代を先取りするような指針にして頂きたい。」

F委員：「分野別施策の見直しは、どうしても必要だろう。」

G委員：「再犯防止ということで動きがあると思う。小さなことからでも取組が必要である。学校にはコミュニティスクール、地域教育ネット、地域づくりが底辺に入ってくる。要素を加味されては。」

H委員：「改定していくべきであろう。」

I委員：「防府市も指針を作られてはいかがか。」

K委員：「独自指針をぜひ作っていただきたい。」

L委員：「防府市は犯罪被害者等支援条例あるが、県での条例制定がまだである。市の指針に盛り込み、県にアピールして欲しい。」

M委員：「10年経っている県指針。障害者の実情に沿って防府市の指針を作って欲しい。」

N委員：「学校教育の面では、推進体制そのものが今の教育のシステムは大きく変わってきている。コミュニティスクールを核として地域教育ネットの仕組み化した地域相応の子供の学びの支援、今主流になっている「山口型地域連携教育」にある程度そった形のものを盛り込む必要があるのでは。」

O委員：「防府市は防府市できちんとしたものを作り、それに伴っていろいろな問題が解決されるのでは。」

P委員：「今の時代に合い、これからの時代を先取りして、やや具体的であるべき。また、理解しやすいものになればいいと思う。」

Q委員：「防府市独自の指針を作られるのが良いのでは。」

R委員：「防府市独自の要素を入れ、防府市に相応しいものを議論の上で作られては。」

S委員：「防府は他市に随分遅れているという印象を持った。ぜひ防府市独自の指針を。」

B委員：「作るべきと思っている。山口県指針が古いというのはある。諸課題を直に落とし込めるかという問題はあるが、しっかり定める必要がある。」

副会長：「県人権審議会は1/22に開かれた。障害者問題で、特に性同一性障害の問題等が人権指針の一つとしてあがっているが、性の多様性の問題、セクシャルマイノリティの問題は、性同一性障害の方だけではない。もっと議論をして県指針に生かしていけないか？という意見も出ている。トランスジェンダー（T）の問題は指針に入っているが、LGBは法的根拠が無いとの事で、入っていない。他県の指針においてTに限定されていない事例もある。国でもLGBに関し法制化の動きもある。LGBTの問題を追加するかどうかの問題は、国の動きを注視すると共に県民の意識調査結果も踏まえたい。防府市独自の方向性を示すものを作るべきだろう。」

会長：「全ての委員が、市独自の指針を作るべきとの意見だったと思う。」

事務局：「防府市独自の指針を作りたいということであるが、ベースは県指針でなければならない。分野別施策の推進に関して、宇部市、光市、山口市は細かく挙げているが、周南市、岩国市はふれていない。改定されたばかりの光市の指針と、行政サイドの立ち位置から作られた周南市の行政基本方針の二つの資料を配付した。光市の指針と周南市の行政方針を比較検討する形で、防府市がどちらの方向性を目指すのか、それ以外のやり方など、今後の審議会で審議をお願いしたい。」

会長：「光市と周南市のものを参考として、この次までにどのようなものを盛り込むか、どのような方向で進める

か、委員の皆さんは考えておいて欲しい。」

C委員：「県指針の改訂版では駄目。本当に困っている者を網羅するようなものに。人権問題は、マジョリティがマイノリティをいじめるもの。県の指針は県の指針としてこれまでどおり使う形で。市の指針も作るだけでは駄目で、活用される、使われるようにしないといけない。」

D委員：「C委員に賛成。体罰問題についても盛り込んで欲しい。」

E委員：「他市の指針のキャッチフレーズは、ひとごと、に思える。守られる社会ではなく、自分が守る社会を。」

会長：「本市独自の指針をつくることで決定。どういう内容・方向性を目指すかは、次回以降の審議で、皆さんの意見を頂きながら考えて行きたい。」

(3) その他

・会長が委員各位に「人権全般・今後の審議について」の意見を求め、全員が発言した。
各委員の意見は、以下のとおり。

B委員：「子どもの問題に一番関心がある。指導できるところはして行きたい。」

C委員：「人権問題については、ほとんどの人が知らない。無理解が起きている。私は視力・聴力も悪い。指針を作るときに、知らないものまで尊重し合って意見交換し、知っていただけるようになったら、と思う。
山口県指針+防府市独自指針、の形になるといい。」

D委員：「(指針のことを皆が) 知らないことが多い。作っても心がないと、ハードだけでは動かない。」

E委員：「全ての子どもが幸せに暮らせる社会に、が同和教育の始まりだった。同和教育をしている時、差別をされてきた外国籍の人達が、もう少し早く同和教育をやってもらったら私達も幸せに暮らせていたかもしれない、と。でも、今一緒に同和教育をすることで同和問題も国籍の違う自分達の問題も良くなっていくのだったら一緒にやろう、と言われた。『全ての子どもが幸せな社会を目指して』という中で、色々な出会いがあった。今私に出来る事をさせて頂けたらと思う。難聴の方達と活動しているが、『人間対人間という対等な立場』でしている。そのような気持ちで、いろいろな意見を言っていこうと思う。」

F委員：「鳥取で全国パフォーマンス大会があった。鳥取・米子では手話言語条例を作っている。鳥取は身障者に対して先進市である。そのようなところを勉強しながら、障害者に対する在り方を考える必要があると思う。防府市は障害者に対する思いやりが低いと思う。そういうところに力を入れてもらいたい。」

G委員：「SNSなど色々あるが、大事なのは、同和教育にしても人権教育にしても、限りなく優しさを教える教育。寄り添えるか、譲れるか、心を洗うような事が大事。性的マイノリティ、人権教育の研修を10月に受けた。日本は遅れている。取り組まないといけない。ルールが変わってくるが、本人の判断力と見識を、歳を取っても育てていくことが大事。」

H委員：「高齢者の立場から、学びながら進めたい。」

I委員：「子どもの登下校の見守りを朝夕やっている。子ども自身が、「叩かれている」「いじめられている」と、自分の状況を人に言えるような教育をしてもらいたい。」

K委員：「知らないことが多いので、このような場で現状がどうなっているのか知りたい。また、なぜそうなのか、改善できるのか、他人事ではなく自分に置き換えてどういうふうに対応出来るか、学んで行きたい。」

L委員：「虐待の問題など、盛り上がったらニュースになるが、しばらくするとみな忘れられる。一つの大きな事

件があると前の事件のことを忘れてるので、そうならないようになって欲しい。」

M委員：「日本の障害者の現況は、手帳の存在前提とした制度になっている。2000年にWHOで障害に対する概念が出ている。障害にある状態でいかに支援してもらえるか、それぞれ相互に支援できるか、そのような社会を考えている。困った状態にある人を支援できる防府市になってほしい。」

N委員：「豊かな人権社会は机上の学習だけでは駄目。子供たちが多様な関わりを持ち、多様な経験ができる場を与え、見守って、人権感覚を高めていくことが大事。」

O委員：「同性同士での婚姻の不受理について裁判になったのをみて、世の中変わって来たな、と思った。そういう声を上げられる世の中になったのもいいことではないかと思っている。色々なことを学びながら勉強して行きたい。」

P委員：「防府市の中学生在が、人権作文で文部科学大臣賞を取った。テーマは「待つ」。動きがゆっくりな高齢の祖母と一緒に生活する中で、待ってあげることの大切さ、祖母の思い、相手を配慮することの大切さを学んだ、という内容だった。子ども達の大元は家庭。人権の土台が家庭の中で築けていけたらいいな、と思う。」

Q委員：「行政からの立場で、生き辛さを抱える人と出会うが、心を患っている方は、色々な問題を抱えている。情報連携でみな暮らしやすい社会になればいいなと思っている。」

R委員：「法務省では、重点テーマとして、皆で築こう人権の世紀。考えよう相手の気持ち。未来へつなげよう違いを認め合う心。自分と違うところを理解していないから差別につながる。性的思考やインターネットにおける人権侵害など最近の課題も盛り込み、違いを認め合うというところを意識しながら人権を推進していきたい。」

S委員：「指針が出来たとして、どれだけの方が見て、参考にするだろうか？なかなか文章を読むのは大変である。周南市の方針のように、絵の入って柔らかい形なら良いと思う。防府市民の誰もが目の通せる、分かりやすい、柔らかいものにして欲しい。」

副会長：「人権問題全てが差別問題ではない。県の指針で新たに加わったのが環境問題。環境問題は即差別問題、人権侵害ではない。人権問題は幅広い視点が必要である。人権はより具体的な問題であり、保障されてこそ人権である。人権は心の問題ではないことも学ぶ必要がある。人権は基本的には、憲法でちゃんとうたわれている。そのうえで私たちが判断していくべき課題がある。教育についても同じである。そういう動向を見極めながら、この審議会はどのような方向性を示す指針か、基本方針か議論を深めてほしい。」

会長：「教職、大学院生に色々なかたちで関わっている。教員を目指している者には、子ども達の人権、一人ひとりの人権を考えていく軸になるものを作って欲しい。正しい知識と理解、普段の生活における自らの意識が重要になる。言葉を発しなくても目線、態度、表情などで周りの人に伝わるモノは大きいので、普段の生活の中で意識できる人間になってほしい。人権感覚をきちんと持った者が教員にならないといけないと思っている。」

- ・事務局から、H31年度に県人権意識調査が予定されていることを報告。次回審議会では、防府市でもアンケートを実施することにつき、審議していただく予定である旨を説明。

9 閉会

- ・閉会にあたり、健康福祉部長挨拶。
- ・委員から当審議会次回開催予定についての質問があり、事務局から、2019年6月から8月頃に開催を予定している旨を説明。